



保険証や現金がなくても 医療機関等を受診できます

○ **災害救助法適用市町村の住民の方**で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療制度、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります（令和2年3月末まで）。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありません。窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

長野県 対象保険者（令和2年2月以降）

[国保・介護保険] (※) 国保のみ (☆) 介護保険のみ

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市 (※)、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村 (※)、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、宮田村、麻績村、生坂村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村 (☆)、飯綱町、栄村

[上記以外]

後期高齢者広域連合、全国健康保険協会

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

※ 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

この窓口での取扱いは **令和2年3月末まで** です

なお、**令和2年4月以降は、①保険証と②猶予（免除）証明書の両方を医療機関等の窓口で提示**することで、猶予(免除)を受けることができます。

猶予（免除）証明書は、あらかじめ、ご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

窓口負担の取扱いや猶予(免除)証明書の交付について
ご不明な点があればご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。

●令和元年東日本台風に伴う介護保険料の減免実績

【令和元年度分】

基準日：R2年3月31日現在

(単位：円)

被害の程度		減免率	対象件数	減免前	減免額	減免後
全壊		10割	14件	907,200	475,790	431,410
半壊・大規模半壊		5割	73件	4,725,900	1,240,360	3,485,540
一部損壊 (準半壊)	床下浸水 (一部床上浸水)		2件	118,860	39,760	79,100
一部損壊 (10%未満)			3件	277,730	74,080	203,650
			床上浸水	2件	108,000	25,760
合 計			94件	6,137,690	1,855,750	4,281,940

【令和2年度分】

基準日：R2年8月18日現在

(単位：円)

被害の程度		減免率	対象件数	減免前	減免額	減免後
全壊		10割	13件	798,930	403,350	395,580
半壊・大規模半壊		5割	78件	4,912,930	1,166,390	3,746,540
一部損壊 (準半壊)	床下浸水 (一部床上浸水)		2件	147,440	37,120	110,320
一部損壊 (10%未満)			3件	308,590	77,360	231,230
			床上浸水	2件	102,860	25,790
合 計			98件	6,270,750	1,710,010	4,560,740

●令和元年東日本台風に伴う自己負担額の減免実績

【令和元年度・2年度分】

基準日：R2年8月18日現在

減免者数(人)	免除額(円)	備考
104	19,873,112	令和元年10月～令和2年6月分 自宅被災 2,012,596円、入所施設被災 17,761,588円 主たる生計維持者の休業 98,928円

介護保険第1号被保険者（65歳以上）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する方は、介護保険料が減免になります。

減免の対象となるか、また、申請に必要な書類につきましては、下記担当課へお問い合わせください。

減免の対象となる方及び減免額

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 ⇒ 保険料全部が減免
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の①及び②に該当する第1号被保険者

【要件】 ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10分の3以上 であること

②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400万円以下 であること

【減免額の算定】 表1で算出した保険料額に表2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【減免額の計算式】 対象保険料額 × 減免又は免除の割合 = 保険料減免額
(A×B/C) × d

表1

対象保険料額 = A × B / C
A：当該第1号被保険者の保険料額
B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

表2

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

※ 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部が免除となります。

●新型コロナウイルス感染症に係る保険料等の減免実績

令和2年9月11日現在

【介護保険料】 令和元年度分(R2.2.1～R2.3.31の間に納期限があるもの) (単位:円)

事由		減免率	件数	減免前	減免額	減免後
主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病		全部	0件	0	0	0
事業等の廃業または失業		対象額の10割	2件	37,000	37,000	0
事業収入等の減少	合計所得金額が 200万円以下		3件	39,200	30,030	9,170
	合計所得金額が 200万円超	対象額の8割	2件	24,600	19,680	4,920
合 計			7件	100,800	86,710	14,090

【介護保険料】 令和2年度分(R2.4.1～R3.3.31の間に納期限があるもの) (単位:円)

事由		減免率	件数	減免前	減免額	減免後
主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病		全部	0件	0	0	0
事業等の廃業または失業		対象額の10割	2件	198,870	198,870	0
事業収入等の減少	合計所得金額が 200万円以下		3件	226,300	171,210	55,090
	合計所得金額が 200万円超	対象額の8割	2件	147,440	117,960	29,480
合 計			7件	572,610	488,040	84,570
介護保険料 合計				673,410	574,750	98,660